

神奈川県立神奈川近代文学館
指定管理者外部評価委員会
評価報告書

令和7年7月

1 委員会委員（◎は委員長、○は副委員長）

委員名	職業等	委員区分
岡 恵里	國華清話会 事務局長	マスコミ（行政識見者）
○庄司 達也	横浜市立大学 教授	文学（学識経験者）
◎鈴木 靖	新宿区立新宿歴史博物館 新宿区立漱石山房記念館 学芸アドバイザー	文学館運営（事業精通者）
関田 周平	社会保険労務士	労務関係（労務管理識見者）
高野 伊久男	公認会計士・税理士	財務審査（経理識見者）
田沼 光明	横浜学園 理事長	利用者（施設利用者）

2 スケジュール

令和6年10月23日	第1回委員会開催（選定基準等を協議）
令和7年4月21日	申請要項配布、質問の受付開始
令和7年6月2日	質問の受付終了
令和7年6月16日	申請受付終了 申請団体 1団体
令和7年7月25日	現地視察（特別資料室、閲覧室等を視察）
	第2回委員会開催（申請団体の面接及び質疑応答、協議・評価）

3 評価の実施方法

（1）会議の公開・非公開について

申請団体の面接及び質疑応答については公開とし、協議・評価については、神奈川県情報公開条例第25条第1号「非公開情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行うとき」に該当するものと判断し非公開とした。

（2）書類審査、プレゼンテーション（ヒアリング）等の方法について

申請書類の受理後、神奈川県文化スポーツ観光局文化課において、資格審査及び申請内容の確認をした。

その後、外部評価委員会において、書類審査及び申請団体によるプレゼンテーション・質疑応答を実施した上で、各委員による協議及び評価を行った。

（3）外部評価委員会の得点の決定方法

選定基準に基づき、各委員による仮採点を行った後、各委員の協議により委員会としての評価点を決定した。

4 選定基準

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする 申請書類 の該当箇所
サービス の向上 (55)	(1) 指定管理業務実施に当たっての考え方、運営方針等	指定管理者としての基本方針等	- 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 - 業務の一部を委託する場合の業務内容等 (注) 委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。	5	条例第5条第1号 規則第3条第2号	様式2 I-1 様式4
	(2) 施設の維持管理	施設及び設備の維持管理に関する業務	- 効率的な施設及び設備の保守点検、施設の清掃・保安警備等の維持管理業務についての実施方針 - 文学資料の保存環境、展示環境の維持管理についての考え方	10	条例第5条第2・3号 規則第3条第1号	様式2 I-2
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	資料の調査・収集・整理に関する業務	- 資料収集の方針等 - 既寄贈者、将来の新たな寄贈者への対応 - 資料の整理保存の方針等	30	規則第3条第2号	様式2 I-3
		展示・閲覧等に関する業務	- より多くの利用を図るために開かれた文学館として実施する事業の実施方針、内容等 - より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 - サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 - 障害者への配慮（手話言語条例への対応など） - 研究者等への対応 - 観光客等への対応 - 施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 - 利用料金の設定、減免の考え方 - 外部資金獲得に向けた取組内容等			
	(4) 事故防止等安全管理	通常時の安全管理	通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容	5	条例第5条第2号	様式2 I-4

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする 申請書類 の該当箇所
		緊急時の対応	・事故・不祥事・災害等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ・急病人等が生じた場合の対応・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等			
	(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	地域・教育と連携した魅力ある施設づくり、地元企業への業務委託等	・地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ・地元企業等への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容 ・教育機関や社会教育施設等との協力・提携の取組内容	5	規則第3条第2号	様式2 I-5
ロ 管理経費の節減等 (20)	(6) 節減努力等	「提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額 提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額） × 20 注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。		20	条例第5条第4号	様式3 様式2 II-1 ※記載がある場合
目 団体の業務遂行能力 (25)	(7) 人的な能力、執行体制	執行体制及び委託業務のチェック体制 人材育成、労働環境確保等	・指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ・業務を執行するための団体等としての専門性等の状況 ・指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための専門的な人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5	条例第5条第3号 規則第3条第1号	様式2 III-1

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする 申請書類 の該当箇所
	(8) 財政的な能力	財務状況	安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	条例第5条第4号	様式2 様式3 決算諸表等
	(9) コンプライアンス、社会貢献	コンプライアンスのための体制	指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況 (労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む)	5	条例第5条第2号	様式2 Ⅲ-3
		環境への配慮	- 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 - 再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組			
		障害者等への配慮	- 法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 - 障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮の提供など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 - 手話言語条例への対応			
		社会貢献活動等への取組	- 外国人等に対するコミュニケーションにおける支援 - SDGs（持続可能な開発目標）への取組、社会貢献活動等、CSRの考え方と実績			
	(10) 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応、個人情報保護	- 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 - 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5	条例第5条第2号	様式2 Ⅲ-4
	(11) これまでの実績	管理運営等の実績	- これまでの管理運営等の実績の状況 - 県又は他の自治体における指定取消しの有無	5	条例第5条第2・3号	様式2 Ⅲ-5

5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の順位は次のとおりであった。

順位	団体名（所在地）	大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	公益財団法人神奈川文学振興会 （横浜市）	51	20	21	92

6 提案概要及び評価の内容

提案者	公益財団法人神奈川文学振興会
-----	----------------

(1) 提案の概要

I サービスの向上

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

県の文化政策の一翼を担う専門組織として、文学と文字活字文化の振興に努め、これからも激動する社会の変化を見据え、文学館の使命を果たすために積極的な事業の展開を図る。

文学館の3つの使命

- 文学資料の収集・保存と公開（言葉の記憶装置として）
 - 展覧会の開催（文学者の息吹に触れる場の創出）
 - イベントの開催と学校・地域との連携
- （共に文学について考え楽しむ拠点として）

活動の指針

- 開かれた文学館の実現（多くの様々な人たちのために）
- 専門性の保持
- 振興会ならではの活動（文学と文字・活字文化振興のために）

第5期で新たに重点をおく項目

- 開かれた文学館としての取組の継続
 - ・ バリアフリーへの取組
 - ・ 海外からの来館者への対応
 - 外部との連携と自己資金の獲得
 - ・ 出版社や書店との連携の促進
 - ・ 友の会、支援する会への取組の強化（自主事業）
 - 資料の収集・保存・整理・公開事業
 - ・ 収蔵スペースの合理的利用と外部書庫利用の検討
 - ・ 資料収蔵環境の維持
 - ・ 研究者への対応
 - ・ 資料の翻刻
 - ・ 磁気テープなど視聴覚資料のデジタル化
 - 展示事業
 - ・ 多くの人にとって魅力的な展覧会の開催
 - ・ 展覧会を通じた収蔵コレクションの活用
 - ・ 展覧会を通じた文字・活字文化の振興
 - ・ 文学の間口を広くとった、多彩な展覧会の開催
 - ・ 幅広い年齢層が楽しめる展覧会の開催
 - ・ 展示環境の維持
 - ・ 展覧会図録・広告印刷物・展示演出のデザイン性の重視
 - 講演会など広報普及事業
- 〈イベント〉

- ・ 文学への間口を広げるイベント
文学になじみがない人でも行ってみようと思えるイベントの企画
- ・ 若年層の文学への入り口としてのイベント
若者の間で広がっている文学の新しい楽しみ方を注視し、新しいジャンル、コミックやアニメ、ライトノベルなどを取り入れたイベントの企画
- ・ 若年層の文学ファンに向けてのイベント
若年層に支持される作家が自作を語る講演会や、若い作家が自ら選んだテーマについて語る講演会の企画
- ・ 世代の差、専門家との垣根を超え共に文学を楽しむイベント
参加者同士の交流が生まれる読書会や、講師と受講者が交流できる参加人数をしばった講座の企画
- ・ 保育園や学童保育へ通う子どもたちのためのイベント
絵本の読み聞かせ、紙芝居、子ども映画会などで、地域の子どもたちが、保育園、学童保育単位で文学館を訪れる機会の増加
- ・ 手話を取り入れた読み聞かせ会の開催
〈その他〉
- ・ オリジナルグッズ制作・販売による文学の振興（自主事業）
- ・ ミュージアムカフェ「鮎喫茶すすす」との連携

(2) 業務の一部を委託する場合の業務内容等

ア 業務の一部委託に関する方針

振興会諸規程に則り、県内中小企業を委託先として競争を促進することで適正な価格で契約し、契約の透明性確保を今後も維持する。

専門性の高い分野については外部へ委託し、文学館事業を支える根幹業務については振興会職員が持つスキルやノウハウを活かして、高いレベルのサービスを提供する。

イ 委託の内容

展示、資料管理の博物館・図書館事業に加え、広報普及や施設の維持管理業務を含む総務全般の事業のうち、警備及びビル管理などの維持管理業務、展示設営・工芸など専門スキルを要する業務についてはその一部を外部へ委託する。

2 施設及び設備の維持管理

(1) 効率的な施設及び設備の保守点検、施設の清掃・保安警備等の維持管理業務についての実施方針

施設管理から工事業務まで、各専門分野をとりまとめ、適切にコントロールできる豊富な経験の蓄積による施設維持のノウハウを活かし、限られた予算のなかで資料や設備を最良な状態で保持する。

ア 施設・設備管理など維持管理の一部は安全確保や設備機器の安定稼動等のため、適切な範囲で業務委託を行う。有資格者のみが行うことができる業務、専門的・技術的知見が必要な業務については、業者を適切な方法で選定することで業務の効率を高める。

イ 委託先の選定は、文学館の現状と求められる業務について具体的かつ詳細な仕様書を作成し、県内中小企業の受注機会に配慮しつつ、適正な入札により行う。

ウ 開放型公園に設置され、公共性の高い県有施設であることを従業員全員が

認識するとともに、利用者にとって最良な環境を維持しつつ、効率的な運営によって節電や経費節減が実現できるように努める。

(2) 文学資料の保存環境、展示環境の維持管理についての考え方

開館から 40 年（増築棟は 30 年）を経た収蔵と展示の資料保存環境については、設備の老朽化もみられることから、開館以来の施設運営のノウハウを生かし問題点を県へ報告し、最新の設備機能を求めるだけでなく、現状の中でできる対策を行う。

収蔵庫環境、展示環境について、委託業者と連携を図りながら、環境整備、維持管理に全力で取り組む。

また、適切な保存環境、展示環境を実現する空調機能や展示ケースのありかたについて、環境測定や資料保存管理の経験をもとに県に提言するとともに、協働して環境維持・設備の管理に努める。

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(1) 資料の調査・収集・整理に関する業務

ア 資料収集の方針等

主に明治以降の日本近・現代文学とその関連分野の資料を、開館以来培ってきた関係者との信頼関係を生かし、寄贈を軸に収集する。

当初収蔵能力は 107 万点と算定されていたところ、様々な工夫により 134 万点を超す資料を収蔵しているが、収蔵スペースが限界に達しているため、受贈する資料の選別を行う。

イ 既寄贈者、将来の新たな寄贈者への対応

文学館の展示を見た、関係者から紹介された、といった寄贈の申込が絶えず、年間 1 万点もの収集を実現している。開館以来 40 年以上、振興会が一連の受贈手続きを滞りなく丁寧に行うことで築いた信頼関係が、寄贈の追加や、新たな寄贈者への紹介につながっている。

ウ 資料の整理保存の方針等

外部が搬入した資料は、燻蒸と装備を行ってから収蔵庫に入れる。

利用頻度の高い資料は劣化を防ぐため、専門業者と連携し複製を製作する。

県有財産である寄贈資料については、適切な評価を行いデータベースに登録する。

平成 30 年から開始した評価作業は現在 6 割程度終了し、令和 10 年度に完了を見込んでいる。

(2) 展示・閲覧等に関する業務

ア より多くの利用を図るために開かれた文学館として実施する事業の実施方針、内容等

(7) 展覧会事業

特色のある展覧会を行うとともに、専門的な内容を分かりやすく紹介する展覧会図録の製作やコミック、アニメ、ゲームとのコラボなど若年層に向けた取組を行う。

(神奈川文学振興会が行う展覧会の特色)

- ・ 展覧会の基礎となる綿密な資料調査
- ・ 専門的でありながら初心者にもわかりやすい魅力的な展示
- ・ 展示の見どころを解説するスライドトークの実施やワークシートの配付

- ・ アニメなど他業種とのコラボなど若年層を引き付ける取組
(展覧会事業実施の方針)

常設展のほかに、年度ごとに特別展（大規模展）と企画展（中規模展）をそれぞれ2回行い、企画展のうち1回は子どもを対象とした文学を扱う。それ以外にも随時、周年作家や話題のトピックスを紹介するコーナー展示を行う。

(イ) 閲覧業務

閲覧者がより有効に資料を活用できるよう資料の所蔵データを公開する。

近代文学資料の特性に合わせ、独自の入力規則に基づき、データを作成する。

一般的な書誌情報に加え、内容細目や関連人名、装丁者名、雑誌の特集名などの追加項目を入力することで検索の利便性を向上させる。

利用が多く著作権等に問題がない夏目漱石、中島敦のコレクションについては、「夏目漱石資料デジタルアーカイブ」「中島敦直筆資料デジタルアーカイブ」として、画像をホームページでも公開する。

未公開内容を含む可能性がある特別資料（主に原稿・書簡などの自筆資料）については、研究目的に限定し閲覧可としている。寄贈者は、「保存だけでなく研究に役立ててほしい」という思いで資料を寄贈しているため、むやみに非公開とし死蔵するのではなく、閲覧ルールを定め研究活用に資する取組を今後も進める。

(ウ) 講演会などイベントの開催

(イベント事業実施の方針)

作家による文芸講演会、俳優による朗読会、文芸作品を原作とした映画の上映会など特色のあるイベントを開催し、参加者が文学を深く味わう場を創出する。

イベントは展覧会に関連するもののほか、周年作家や文学をめぐる話題をとりあげたシンポジウム、対談も行う。

また、文学愛好家だけでなく、文学になじみがない人も行ってみようと思える、文学の入り口となるイベントや若者、子どものためのイベントを企画し、文字・活字文化に触れる機会を提供する。

イ より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等

社会のデジタル化が進み、広報におけるデジタル媒体の比重が高まっている一方で、紙媒体の広報の有効性はまだまだ高く、ケースごとに紙とデジタルを使い分けながら積極的に広報を行う。

ウ サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

(ア) 来館者アンケートを常時行い、利用者の意見をリアルタイムに把握し、改善に向けた取組を進める。

(イ) 「利用者満足度調査」を年1回実施して、利用者の実態把握に努める。

(ウ) 「友の会の集い」を毎年開催し、利用者から直接意見を伺う機会を設ける。

(エ) トラブル発生時は、まず担当者が初動対応を行い、状況を把握したのち速やかに責任者に報告したうえで対応マニュアルに従い、処置にあたる。

エ 障害者への配慮（手話言語条例への対応など）

障害者差別解消法（令和３年改正）に拠り、障がいがある方が利用しやすい設備を整備するとともに、「合理的配慮」を心がけ、様々な場面で職員がきめ細かく対応することで、快適な利用環境を実現する。

障がいのある方にも自由に施設を利用し、催事に参加していただけるよう、各々のニーズに合わせたサービスや対応を行う。また、職員のバリアフリーへの理解を深める研修を実施する。

オ 研究者等への対応

未公開内容を含む可能性がある特別資料（主に原稿・書簡などの自筆資料）について、閲覧手続きなどのルールを整備し、職員が資料を事前にチェックすることで、状態やプライバシーなど内容に問題のない資料は、研究目的に限り閲覧可能としている。オンラインで公開している図書目録でも新規登録データを毎年数千点規模で追加公開している。

また、利用者が閲覧、研究の結果、未公開資料を翻刻公開する場合は、著作権許可その他の公開手続きが必要であるため、職員は必要に応じて助言などの支援を行う。

カ 観光客等への対応

海外では、翻訳により日本文学の読者が増えているだけでなく、コミック・アニメ「文豪ストレイドッグス」の影響で芥川龍之介や太宰治の人気の高まっていることから、外国人観覧者が見込まれる展示では、英文解説を希望者に配布する。

このほか、新たな取組として、外国人来館者が見込まれる展示では、英文解説を希望者に配布する。加えて、無断資料撮影と区別できるような仕組みを作ることで、展示会場でスマートフォンの翻訳アプリ等を使用できるようにする。

キ 施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

(ア) 友の会活動

文学の愛好者などの交流を促進する取組としての友の会活動を引き続き行う。

(イ) 支援する会と文学館懇話会によるサポート活動

文学振興に理解ある会社経営者や個人が資金面で振興会事業を支援する「神奈川近代文学館を支援する会」と文学者と有識者で組織する「神奈川近代文学館懇話会」の二つの組織を通じて、文学館の活動と文学振興を一層盛り上げていく。

(ウ) ミュージアムグッズの販売と製作

ミュージアムグッズが来館者の楽しみのひとつになっていることから、収蔵資料の画像をあしらった文房具や絵葉書、さらに名作の言葉を缶バッジにしたり、様々な工夫で魅力的なグッズを製作し、それらを通して文字・活字の魅力を伝える取組を行う。

ク 利用料金の設定、減免の考え方

条例に基づく適切な利用料金の設定や減免を引き続き行う。観覧料金の設定にあたっては、公の施設として、また公益財団法人として負う社会的使命を果たすと同時に、条例で定められた利用料金の上限額を遵守しつつ受益者負担を考慮した料金設定とする。

また、展覧会の規模により、利用料金を柔軟に設定するほか、若年層や高齢

者層に対する配慮をする。

ケ 外部資金獲得に向けた取組内容等

友の会、支援する会を通じた寄付を募るため、広報を強化する。

4 事故防止等安全管理

(1) 通常時の安全管理

- ・ 常に安全を最優先して、業務にあたる。
- ・ 各部署ごとに利用者の立場になって考え、取り組む。
- ・ 組織的・系統的な管理体制を維持し、情報の共有化と職員教育を行う。
- ・ 業務についての記録は正確かつ丁寧に行う。
- ・ 工事は、安全管理を常に配慮して行う。
- ・ 「危機管理マニュアル」を作成し、事故・トラブルや自然災害に備える。

(2) 緊急時の対応

ア 事故・不祥事・災害等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針

地震、火災、台風などの災害についてそれぞれ防災マニュアルを作成し、職員全員に配布して徹底を図る。（法定実施回数年2回以上の防災訓練実施）

事故・不祥事が発生した場合は、ただちに県と情報を共有した上で、速やかに関係者へ報告を行うとともに、事実関係を調査し、再発防止策を検討し、信頼回復に努める。

イ 急病人等が生じた場合の対応

危機管理マニュアルに従い利用者の安全を第一に行動する。

119番通報が必要か否かの判断を適切に行い、県、管轄警察署と情報を共有する。

初動の段階から迅速に職員が対応できるよう、日頃から体制を整え訓練を実施する。

5 地域・教育と連携した魅力ある施設づくり

(1) 地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容

隣接する大佛次郎記念館との入館料相互割引をはじめとして、横浜市中区・西区の施設や博物館などと連携した取組を行い、地域への集客を図る。

また、地元で活動するボランティア団体の協力を得ながら、朗読コンサートや子ども向けの紙芝居の会など、多彩なイベントを開催する。

(2) 地元企業等への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

保守、メンテナンス等について入札の対象とならない業務については、地元企業等に優先的に業務委託し、不測の事態が生じた際に迅速な対応を受けられるようにする。また地域の特性を熟知し風土に根ざした地元企業の活用により、よりきめ細かい来館者サービスの提供に努める。

(3) 教育機関や社会教育施設等との協力・提携の取組内容

県内小・中、高校の学校図書室に対するパネル文学展の巡回を通じて、生徒の読書活動を推進する。

県立総合教育センターと連携し、教員を対象にした夏の研修会を共催し、文学館の利用促進を図る。

神奈川県高等学校文化連盟図書専門部と共催し、図書館報コンクール、ビブリオバトル、POPフェスタなど多様なイベントを開催する。

各大学のオリエンテーション等への協力、フェリス女学院大学など県内大学と共催した朗読イベントなどを開催し、学生の文学館活動への理解を深める。

市内の中学校、近隣小学校の体験学習に協力する。

学会、全国文学館と連携する。

II 管理経費の節減等

県が提示する節減目標を上回る電気料金の抑制、各業務ごとに支出を抑える努力を今後も継続し、限られた予算で最大限の成果をあげられるように事業運営を進める。

経費節減によって生じる予算残額を建物や設備の老朽化に対する予防的な修繕等に充て、引き続き、施設の長寿命化及び大規模修繕費の軽減に貢献する。

○節減率等

提案額 (①)	2,274,480千円
県が提示した積算価格 (②)	2,274,480千円
節減率 (①／②)	100%

III 団体の業務遂行能力

1 人的な能力、執行体制

(1) 執行体制及び委託業務のチェック体制

執行機関として文学者を中心に構成される理事会が、専門家兼経営者としての立場から文学館の施設及び特性にあった組織と事業運営の方針を決定し、事務局がそれに従って事業を実施する。

監督・諮問機関の評議員会が事業の専門性や理事の業務執行内容を審査し、適正な運営が行われているかチェックを行う。

維持管理業務、展示業務等については複数の業務の一部委託を行っており、委託業務の発注後の履行状況を監視し、納期を守った上で十分な業務成果があげられるように業務全体を総務課主導で管理する。

(2) 人材育成、労働環境確保等

人材育成については、文学館業務のあらゆる面（資料関連、展示関連、企画普及関連、総務関連）に経験と知識を持ち、対応できる職員の育成を第一義に考え、専門能力の向上を目指した人材育成、チーム作業による専門性の継承、職員研修の充実に取り組む。

労働環境確保については、引き続き、労働時間短縮の取組、年5日の有給休暇取得、子育てや介護がしやすい労働環境の確保、ハラスメント対策に取り組む。

法人の財務が公益法人会計基準等に準拠して行われているか確認するための体制については、担当職員は、公益法人会計に関する講習会に参加し基本的な知識の習得に努める。

公益法人会計に対応した会計ソフトを使用し、改正にも順次対応する。

日々の業務については税理士と顧問契約の上、常に相談できる体制をとるとともに、決算については公認会計士の監事にもダブルチェックを受ける体制とする。

2 コンプライアンス、社会貢献

(1) コンプライアンスのための体制

財団法人としての定款及び諸規程に則り、運営の透明性、健全性、平等性に配慮した、迅速な意思決定を図るとともに、適切かつ組織的な対応に努める。同時に関係諸法令等を遵守するための体制の維持、充実に一層取り組む。

(2) 環境への配慮

改正省エネ法の趣旨に従い、エネルギー使用量の把握・管理を目的とした一覧表を作成し、引き続き、省資源・省エネルギー、温室効果ガスの抑制に資する取組を進める。

また、神奈川県地球温暖化対策計画に基づく「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」参加小売電気事業者一覧を参考に、小売電気事業者を選定し、原則として入札により契約業者を決定する。

(3) 障がい者等への配慮

ア 障害者雇用促進の考え方と実績

発注先企業の候補選定にあたっては、市町村の地域貢献企業認定制度などにより、障がい者雇用を積極的に行っている県内の民間企業への優先発注を行っている。

イ 手話言語条例への対応

神奈川県手話学習用動画を通して、職員の手話に対する理解を深める。

手話を取り入れた読み聞かせ会を開催することで、聴覚障がい者（ろう者）の方に絵本を楽しんでいただくだけでなく、参加する一般の子どもにも大人にも手話の力と聴覚障がい者（ろう者）への理解を深める取組を進める。

(4) 社会貢献活動等への取組

新たな取組として、外国人来館者が見込まれる展示では、英文解説を希望者に配布する。加えて、無断資料撮影と区別できるような仕組みを作ることで、展示会場でスマートフォンの翻訳アプリ等を使用できるようにする。

また、SDGsの取組を進めるとともに、CSRを意識した活動を行う。

3 事故・不祥事への対応、個人情報保護

振興会では、平成2年に「財団法人神奈川文学振興会個人情報保護規程」を制定し、プライバシーの適正な保護と情報の漏洩防止に努めてきた。今後も個人情報保護法の遵守するとともに、「公益財団法人神奈川文学振興会 個人情報取扱規程」に拠り、引き続き安全管理措置等を徹底して行う。

4 これまでの実績

(1) これまでの管理運営等の実績の状況

ア 展覧会の開催

特別展や企画展を開催するとともに、展覧会解説のための図録等を製作頒布した。

イ 講演会等の開催

観覧者の展示内容の理解を深めるため、関連する講演会、講座等を実施した。

ウ 文字活字文化振興事業

県内の文字・活字文化振興のために講演会、朗読会、朗読コンサート、キッククラブ事業、映画会等を実施し、読書文化の振興と若年層の活字離れ、文学離れの抑止を図り、同時に県内各所で生涯学習支援活動等を実施した。

エ 資料収集

県ゆかりの近代文学資料の収集、整理、保存等を実施し、資料の所蔵情報等をインターネットなどを通じて公開することで、近代文学研究の発展に寄与した。

オ 維持管理事業

(ア) 管理施設の維持管理業務

施設の維持運営及び管理に関する各種業務を実施し、円滑な文学館活動が実施可能な環境作りを行った。

(イ) 管理施設の運営に関する業務

文学館が「公の施設」であることを踏まえ、平等利用を確保するとともに、文学館の設置目的を踏まえた適切な運営に努めた。

カ 自主事業

自主事業である友の会活動等を通じて、文学館事業活動の支援を図り、各種行事等の開催を通じて文字・活字文化の振興につながる取組を行った。

(2) 県又は他の自治体における指定取消しの有無

県又は他の自治体における指定取消しは無し。

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果						委員会としての 評価点
				A	B	C	D	E	F	
サービスの向上	指定管理者としての基本方針等	・指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 ・業務の一部を委託する場合の業務内容等 (注)委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。	5	5	4	5	4	5	4	5
	施設及び設備の維持管理に関する業務	・効率的な施設及び設備の保守点検、施設の清掃・保安警備等の維持管理業務についての実施方針 ・文学資料の保存環境、展示環境の維持管理についての考え方	10	8	8	8	8	10	10	8
	資料の調査・収集・整理に関する業務	・資料収集の方針等 ・既寄贈者、将来の新たな寄贈者への対応 ・資料の整理保存の方針等	30	30	24	24	30	24	30	30
	展示・閲覧等に関する業務	・より多くの利用を図るために開かれた文学館として実施する事業の実施方針、内容等 ・より多くの利用を図るために行								

		- う広報・PR活動の内容等 ・サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ・障害者への配慮（手話言語条例への対応など） ・研究者等への対応 ・観光客等への対応 ・施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ・利用料金の設定、減免の考え方 ・外部資金獲得に向けた取組内容等								
	通常時の安全管理	・通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容								
	緊急時の対応	・事故・不祥事・災害等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ・急病人等が生じた場合の対応・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等	5	5	4	4	4	4	4	4
	地域・教育と連携した魅力ある施設づくり、地元企業への業務委託等	・地域人材の活用、地域との協体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ・地元企業等への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容 ・教育機関や社会教育施設等との協力・提携の取組内容	5	4	5	3	3	5	4	4
の 節 減 等	管理経費 提案額		20	20						20
団体の業務遂行能力	執行体制及び委託業務のチェック体制	・指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ・業務を執行するための団体等としての専門性等の状況	5	5	5	4	4	5	5	5
	人材育成、労働環境確保等	・指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための専門的な人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確								

		保に係る取組状況										
	財務状況	・安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5							3		3
	コンプライアンスのための体制	・指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）										
	環境への配慮	・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ・再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組	5	5	4	4	4	4	4			4
	障害者等への配慮	・法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ・障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮の提供など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ・手話言語条例への対応										
	社会貢献活動等への取組	・外国人等に対するコミュニケーションにおける支援 ・SDGs（持続可能な開発目標）への取組、社会貢献活動等、CSRの考え方と実績										
	事故・不祥事への対応、個人情報保護	・募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ・個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5	5	4	4	5	4	5			5
	管理運営等の実績	・これまでの管理運営等の実績の状況 ・県又は他の自治体における指定取消しの有無	5	5	4	5	4	4	5			4
合 計			100									92

(3) 評価講評

- 委員会として、提案者は指定管理者候補として適切であると判断した。
- 評価できる点は、次のようなものがあった。
 - ・ これまでの実績は評価でき、変革、改善の意識が団体にあると確認ができた。
 - ・ 労務管理について、労災がほとんどなく、有給休暇の取得率、残業時間、初任給いずれも問題がなく評価できる。
 - ・ 公立文学館の閉館など、全国的に文学館の経営状況が厳しい状況の中、堅実な運営がされており、公益財団法人神奈川文学振興会による経営が継続されることにより、施設の将来をしっかりと担えと期待が持てた。
 - ・ 研究施設としてのみではなく、収集、収蔵、公開という文学館の役割がバランスよく果たされている実績や事業計画の内容も評価できる。
- 今後への期待・要望としては、次のようなものがあった。
 - ・ 収蔵資料をどのように活かしていくかが大きな課題だと考える。
 - ・ 広報が十分ではない。実際に見てもらわなければ近代文学館の良さは伝わらない。
　　今後は更に広報に力を入れるとともに、展覧会やイベントなどの内容の幅を広げることで、神奈川近代文学館の存在を県内外の多くの人に周知し、足を運んでいただく取組を一層進めていってほしい。
 - ・ 外部資金の調達については今後努力が必要。外部資金を獲得し団体の財政内容を堅固なものとすることで自主事業の財源として使える。法人として力を入れてほしい。
 - ・ 収蔵庫のひっ迫は非常に難しい課題であるが、県と連携し対応を進めてほしい。
 - ・ 県内だけではなく、日本全国の注目を集める素晴らしい施設。またその運営姿勢や取組内容は県内のみならず、全国の文学館に影響を及ぼす存在である。県とともにそのことを十分に認識し、互いに協力をしながら、自信をもって外部に発信していってほしい。

7 議事概要（主要論点）

【指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等】

（B委員）現時点で研究者を取り込む努力が不足しており、また発想の中でも不足していることから、満点ではなく4点とした。

（A委員）これまでの長年の実績、方針等に特に減点する必要はないと考え5点とした。

（D委員）特に減点すべき点はなかったが、満点というほどではなく4点とした。

（E委員）運営方針の考え方はよいと感じ、減点の必要はないと考え5点とした。

（F委員）世界文学の取り上げなど、今後より発展できる伸びしろがあると考え4点とした。

（B委員）研究者を取り込む努力については、今後の方針に取り入れるという答えがあったので、5点でよいと思う。

（委員長）それでは、委員会としての点数は5点としたいがよろしいか。

（各委員）異議なし。

【施設の維持管理】

（B委員）築年数を考慮すると苦労があるとは思いますが、これまでの実績のみを見ると、8点でよいと思った。

（F委員）様々なイベントにも参加しているが、避難訓練もよく実施しており、しっかりとした対策をしていると感じ10点とした。

（E委員）施設見学に参加し、こういった団体、施設には予算の制限があるが、その中で有資格者を配置しよくやっているとと思った。老朽化対策、施設見学で見た範囲での蔵書の配置の仕方、湿気等は十分管理ができていると思い、10点とした。

（D委員）蔵書の保管や施設の老朽化に対し、皆さん非常に見識を持って取り組んでいると感じた。例えば、照明をなるべく落とし資料の劣化を防ぐ等、非常によく管理していると感じ8点とした。

（A委員）限られた条件の中で努力しているのは感じたが、やはり老朽化の限界、その先の不安感が残るため、8点とした。

（委員長）それでは、委員会としての点数は8点としたいがよろしいか。

（各委員）異議なし。

【利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金】

（A委員）資料の収集・整理、作家の遺族や編集者、作家との信頼関係、結びつきはまれにみる強さであり、評価すべきと思った。展示は満点とはいかないが、資料の収集等を評価し30点とした。

（B委員）もっと研究の領域にコミットしてほしいという意味で満点には弱いと思い、24点とした。

（D委員）資料の収集、データベース化は評価できると思う。企画展示の決め方、方針の話聞いた中で、公立の文学館でしかできない企画、集客だけに偏らない選定をしていることも評価できる。一方、研究者への視点は不足していると感じたが、資料の保存に関する点を重視し、30点とした。

（E委員）広報・PR活動について、自覚していると思うが弱いと感じた。また、外部資金獲得に向けた活動も努力も必要。獲得できれば団体の財政内容が堅固となるため、力を入れてほしい。トータルではよくやっていると思うが、24点とした。

（F委員）資料調査、収集に関する点に重点をおいた。この文学館の能力は高く、展覧会で

の資料の重要性の見分け方、直し方等について職員は心得ており、そういった知見、能力を評価し、30点とした。

(C委員) 資料の収集業務について、大変しっかりとやっている認識だが、展示については内容はよいが、外部への発信が弱くもったいないという感覚があったため、あえて30点とせず24点とした。

(F委員) 職員は非常に経験を積んでおり、スキルが高いと感じた。そこを重視すると30点が相応だと思う。

(委員長) それでは、委員会としての点数は30点としたいがよろしいか。

(各委員) 異議なし。

【地域と連携した魅力ある施設づくり】

(B委員) 教育関連施設としての役割があるが、県外も含め教育関連施設に対するアプローチ、対応は十分である、評価すべき実績があると感じたため、5点とした。

(E委員) 減点する要素が見当たらないため、5点とした。

(D委員) サポーター組織に弱さを感じたので、3点とした。

(C委員) もっとやれることがあるのではないかと感じ、3点とした。中学、高校のパネル展示の実績は非常に大きなものであり、よりPRした方がよいと思った。

(A委員) 教育機関との連携は取れているが、地の利をより貪欲に生かした方がよいと思い、4点とした。

(F委員) まだ伸びしろがある、よりよい活動ができるのではないかと思います、4点とした。

(委員長) それでは、委員会としての点数は4点としたいがよろしいか。

(各委員) 異議なし。

【財政的な能力】

財務上優れているわけではなく問題があるというわけでもない。事業継続が可能か、万全かといえば普通であるため、委員会として3点とした。

【これまでの実績】

(C委員) これまでの実績は評価できると考え5点とした。

(F委員) 同じく、5点とした。

(A委員) 指定管理者の評価としては、これまでの実績は十分だと考え、5点とした。

(B委員) 研究者に対する取組は不満がある。一般の方へ文学を開くという面は実績があると思うし、今後期待もできるが、研究者に対しては、閲覧室、これだけの蔵書があるにもかかわらず、届いていないと感じ、4点とした。

(E委員) ホームページの充実や自己資金の獲得は十分ではなかったと考え、素晴らしいという評価はできないため、4点とした。

(委員長) それでは、委員会としての点数は4点としたいがよろしいか。

(各委員) 異議なし。